

公布された規則のあらまし

佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則（規則第 25 号）

- 1 措置入院者に係る 1 月の入院費の徴収額の認定基準について、地方税法第 292 条に規定する市町村民税所得割の額を用いることとするとともに、徴収額の決定に用いる税額を改めることとした。（第 2 条、別表及び様式関係）
- 2 入院費負担能力調書の提出に係る基準日を、7 月 1 日（現行 6 月 1 日）に改めることとした。（第 3 条関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。